

令和2年3月6日

株式会社商工組合中央金庫  
社長 関根 正裕 殿

財務大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志

### 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、よろしく願いたい。特に、年度末の金融繁忙期が控えていることも考慮し、下記事項について要請するので、適切かつ迅速に必要な対応を講じるとともに、本店・各支店及び代理店に対して周知・徹底していただきたい。

財務省、経済産業省としても、これらの措置が確実に実行されるよう、必要な指導、監督等を実施するとともに、下記3. に関する状況を公表する。

#### 記

1. 事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと。
2. 年度末の金融繁忙期を控え事業者からの相談が増加している中、「相談を申し込んだところ、面談までに1週間以上かかる」など、金融機関等の対応が適切ではないとの声が聞かれることを踏まえ、相談受付や融資審査・実行等に全力を挙げて最大限のスピードで取り組むこと。
3. 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、この取組状況を報告すること。
4. 融資審査に際しては、融資先の赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じて、最大限の配慮を行うこと。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮すること。
5. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付、信用保証協会のセーフティネット保証等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。
6. 上記の対応が徹底されるよう、必要な措置を講じるとともに、本店・各支店及び各代理店に対して、周知・徹底すること。

以 上